

2017年3月

お客様 各位

山陰中央新報  
セールスセンター  
TEL 0852-25-4015  
FAX 0852-27-6320

## 政党・意見広告の取り扱いについて(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、折込の際は広告原稿の事前提示のご協力を頂いておりますが、印刷後にご依頼を頂くことが見受けられ、訂正の求めに対応頂けない事例が発生しております。つきましては、改めて必要な申込期日・書類などを明記いたしましたので、なにとぞご協力お願い申し上げます。

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 申込期日 折込日の10日程度前（日曜・祝日・休刊日を除く）  
(広告内容についての考査、および訂正があった場合の対応期間が必要であるため。)
- 必要書類 申込書・広告原稿・折込依頼についての念書  
(念書についてはFAXまたはメールでお送りいたします。)
- 取扱基準 事前審査を前提とし、組織・実態が確実で社会的な評価を受けている団体・有志連合に限ります。また、以下のような内容のものはお取り扱いできません。
- ① 広告主・代表者名、住所、連絡先名など責任の所在があいまいなもの
  - ② 広告内容を問わず広告主が個人である場合
  - ③ 侵略戦争肯定や人身を惑わし社会秩序を乱す恐れのあるもの
  - ④ 紛争中もしくは裁判中の当事者が出稿する意見広告。ただし特に公共性が高いと認められる場合はこの限りではありません
  - ⑤ 名誉棄損・プライバシーを侵害するもの
  - ⑥ 一方的に他をひぼう・中傷するもの・差別的表現
  - ⑦ 立候補予定者であることを明示・暗示するなど選挙の事前運動と推量されるもの
  - ⑧ 根拠に乏しい又は虚偽の内容(噂話・匿名での情報等)
  - ⑨ 当社が不相当と認めたもの

※判断がしづらい場合は早めにご相談ください。

以上